

那議第 1 1 - 1 4 号
令和 7 年 9 月 1 2 日

那須町議会議長 齋 藤 則 人 様

那須町議会議員報酬等特別委員会
委 員 長 室 井 高 男

那須町議会議員報酬等検討特別委員会審査報告書

本委員会は、令和 7 年 3 月 1 7 日付託された案件について、調査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

記

1 調査事件

那須町議会議員の議員報酬等の調査及び検討

2 調査結果

令和 7 年第 6 回那須町議会定例会において、那須町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日から議長、副議長及び議員報酬をそれぞれ 80,000 円引き上げる。

- ①議長報酬 月額 355,000 円から月額 435,000 円に引き上げる。
- ②副議長報酬 月額 275,000 円から月額 355,000 円に引き上げる。
- ③議員報酬 月額 250,000 円から月額 330,000 円に引き上げる。

3 調査経過 別紙のとおり

(別紙)

那須町議会議員報酬等検討特別委員会 調査経過

1 那須町議会議員報酬等検討特別委員会の設置

(1) 設置の経緯

令和7年2月13日、那須町商工会・那須町観光協会・那須町森林組合の経済3団体から「那須町議会の議員報酬の見直しを求める陳情書」が提出された。

陳情を受け、令和7年第3回那須町議会定例会にて議会運営委員会に陳情審査を付託、採択される。その後の本会議においても本陳情を採択し「那須町議会議員報酬等検討特別委員会」を設置し、特別委員会にて議員報酬等の見直しに関する事項を調査する事とした。

(2) 委員会構成(13名)

委員長 室井高男 副委員長 木村秀一 (3月17日選任)

委員 増山このみ 小山田典之 三浦陽子 平山輝貴 田村浪行
関 幸夫 井上 豊 薄井博光 池澤昇秋 小野曜子
斎藤則人

2 那須町議会の現状と課題

(1) 現状

- 現行の議員報酬は平成8年以降30年間据え置きであり、現在の社会情勢(賃金上昇・物価高騰)に見合っていない。
- 議員定数は、平成19年2月に議員総数22名から16名に削減し、更に平成31年2月から13名に削減し、三つの常任委員会から二つの常任委員会になり、議員の負担は増えている。
- 議会改革(基本条例制定等)は進められてきたが、依然として「なり手不足」の懸念がある。
- 全国町村議会議長会では、令和6年5月に昭和53年基準(町村長の給料月額約30%)を廃止して、同年7月に町村長の47%を目指すこととした。
- 全国で議員定数削減の影響で議員年金財政の厳しい状況により、平成23年6月地方議会議員年金制度が廃止された。

- 平成２４年に議会改革推進協議会を設置し、議会基本条例を制定・施行し
町政への監視機能や政策立案機能（予算要望・政策提言・委員会代表質問）
などの充実強化に努めている。
- 議員報酬と議員定数は別の論理であり、それぞれ独自の論理で議論すべき。

（２）課題

- 議員の活動量を鑑みて町村議会議員の報酬は、市議会議員や県議会議員と
比較して著しく低く生活を維持できないレベルであるため、若者、女性、
会社員などの参画が難しい状況である。
- 那須町議会議員選挙は、現在のところ無投票にはなっていないが、全国的
には町村議会議員のなり手不足が深刻で子育て世代、女性など多様な人材
の参画を促すためにも報酬の見直しが必要である。

３ 審査の経緯

委員会開催期日	委員会の内容
３月１７日	委員長及び副委員長の選任、閉会中の継続審査及び 所管事務調査の実施について協議した。
３月２６日	議員報酬の経過と議員報酬の改正に当たっては議会 基本条例第１５条の規定に基づき実施することを確認 した。 同日、新潟県立大学の田口准教授により議員報酬に ついて議員研修会を開催した。
４月１４日	今後の進め方について協議した。 ①議員報酬額の改正時期は令和８年４月からとした。 ②議員報酬の額は各種資料を参考にしながら今後検討 することとした。 ③条例改正は令和７年９月議会とした。
４月２１日	那珂川町議会議会改革特別委員会調査 正副委員長、事務局長にて調査訪問した。
４月２４日	那珂川町議会の報酬等の取り組みについて委員長か ら報告があった。 公聴会の開催を決定した。
５月 ９日	公聴会を７月２日（水）午前１０時から、全協室で 開催することにした。

	参考人からの意見聴取として財政課長から町の財政について聴取することとした。
6月18日	公述人の選定について協議を行った。 申出のあった3名の公述人の選定について協議した。 再度、6月23日まで公述人を募集することとした。 参考人として町財政課長から「那須町の財政の見通しについて」意見聴取を行った。
6月24日	公述人の選定について再度協議し、公述人は3名とした。
7月 2日	公聴会の開催 3名の公述人が参加し、いずれも賛成意見であった。 公聴会后、報酬額の検討を行い、議員の活動日数を基本として算出することとした。
7月 9日	議員報酬の見直しに併せて、費用弁償、政務活動費、正副議長報酬及び委員長報酬についても方向性を協議した。 各委員の議員報酬の見直し額の意見を聞いた後、モデル的な那須町議会議員の議会活動及び議員活動日数である128日（議会活動81日、議員活動47日）を基にした8万円増額で進めることについて採決を行い、賛成多数（賛成11委員、反対1委員）となったことから、増額案を8万円とした。
7月24日	議会報告会では、8万円増額の金額を提示して参加者から意見を聞くこととした。
8月 7日	議会報告会で使用する資料を協議した。 議員提出改正条例案を検討した。
8月18日	議会報告会（大同集落センター）
8月21日	議会報告会（那須町文化センター）
8月22日	議会報告会（芦野基幹集落センター）
8月25日	議会報告会における意見聴取の振り返りを協議した。その後、9月定例会において、議員報酬を令和8年4月から8万円引き上げる内容で特別委員会の結果を報告し、これが採決された場合、議員報酬条例を改正する議案を提出することについて、特別委員会の採決を

	行い賛成多数（賛成 10 名・反対 2 名）で可決された。
9 月 1 2 日	特別委員会報告書の取りまとめを行った。

4 公聴会

公聴会の実施に当たっては公募し、募集の結果、那須町観光協会長、道の駅運営会社社長及び企業関係者の 3 名の出席にて実施した。

いずれも報酬の引き上げに対して賛成の意見を頂いた。

（1）意見陳述

- 低報酬では議員を志す方が生活に余裕のある方に限定され、歪みが生じる。
- 民間と同様、優秀な人材確保には報酬の引き上げが必要である。
- 議会活動量に見合った報酬でなければ、多様な人材が議員を目指しにくい。
- 議員は、多岐にわたり活動しているが、退職金・議員年金等はない。

5 議会報告会での町民意見（8 月 1 8 ・ 2 1 ・ 2 2 日）

議会報告会での町民からの意見聴取に際しては、原資となる財源の確保、議員活動の明確化など説明を求められたが、資料を基にした説明に対して出席者からは概ね賛成の意見をいただき、反対する参加者はいなかった。

（1）町民意見

- 30 年据え置きは不自然である。
- 人口減少時代の成り手不足に対応すべきである。
- 県内最高額でも妥当である。

（2）懸念・課題

- 「33 万円（8 万円増）の算定根拠」を丁寧に説明すべき。
- 財源確保の方法を明らかにする必要がある。
- 報酬増が若手増加に直結するとは限らない。
- 議員の信念・活動成果が町民に見えなければ支持は得られない。

（3）提案

- 期数に応じて段階的に報酬を上げる制度を導入してはどうか。
- 報酬を抑えて定数増を図ることを考えてはどうか。

6 参考人（財政課長）からの意見聴取

財政課長から次のような意見があった。

- インフラ、公共施設の維持更新への対応等が予想され財政運営への影響は懸念されるが、比較的高い財政力を背景に、各種財政指数は、概ね県内平均値を維持しており、健全財政を維持している。
- 関係人口を含めた人口の確保と経済対策（税収確保）を進めるため。将来を見据えた財源確保対策を実践することが重要である。
- 今後、公共施設の適正管理（縮小・統廃合・収入確保等）、効率的な行政サービスの提供（人件費抑制・DX推進）、収入の多様化（法定外税・町有財産の活用・ふるさと納税など）が求められている。

7 報酬算出方法の検討

(1) 算出方法

- 他自治体との比較方式：人口規模と産業構造が類似する自治体との比較だが、議会活動量が異なるため不適とした。
- 原価方式（議会活動時間を基準に日当算出）：定例会・委員会・一般質問や議案に関する調査等議会活動日数を調査し各議員からの活動量を算出し議員活動に相応しい議員報酬額を導き出した。
- 各委員から（３０万円以下・３０万円・３５万円）を踏まえ。モデル的な那須町議会議員の議会活動日数である１２８日（議会活動８１日・議員活動４７日）を基に議員報酬額を月額３３万円が妥当との方向性で採決された。

(2) 活動内容を踏まえた原価方式による議員報酬の算定

(議員報酬シミュレーション)

町長の給料 議会・議員活動日数 町長の職務執行日数 議員報酬

785,000円 × 128日 ÷ 305日 = 329,443円

- 財政面で議員数 22 名当時の議員総数×報酬額と現在の議員総数 13 名×33 万円を比較しても大きな負担増とはならない。

※議会・議員活動日数（128日）の内訳

- | | |
|--------------|--|
| ○議会活動日数（81日） | 本会議 17 日、常任委員会 19 日、特別委員会 7 日
議員全委員協議会 12 日、その他の委員会等 26 日 |
| ○議員活動日数（47日） | 議会活動に付随する活動（会議の準備等）27 日
住民対話 16 日、公的行事等 4 日 |

8 各種手当等の見直しについて

(1) 費用弁償

○登庁に係る費用弁償については、現状のままとした。

(2) 政務活動費

○政務活動については、現状のまま交付しないこととした。

(3) 議長及び副議長報酬

○議員報酬の増加額と同額を増加することとした。

(4) 委員長報酬

○委員長は公務として行事に参加するための報酬見直しについて協議したが、それにかかる費用は別途確保することとして、議員と同額とすることとした。

9 総括

議員報酬の引き上げについて、一部の委員から、「再度、公聴会を開いて町民の意見を聞くべきである。」、「町民への説明が不十分であり議員報酬の増額は時期尚早である。」等の意見があったものの、特別委員会は町民意見を踏まえて検討を重ね、議員報酬を25万円から33万円へ引き上げる方向性を確認した。

報酬改定は単なる金額調整ではなく、「多様な人材が参画できる議会」「町民の声を反映する議会」を実現するための基盤整備である。

議会として、町民の理解を得られるよう、議会だより、ホームページ等で報酬の引き上げの必要性・妥当性を丁寧に説明していくことが重要であり、今後も町民に対する丁寧な説明を重ね、議会の信頼性・透明性を高め町民との関係性の強化を図り、議会改革の一環として取り組んでいく。